

交通政策審議会海事分科会第76回船員部会

平成28年4月22日

【成瀬専門官】 定刻より若干早いですが、皆さんおそろいですので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第76回船員部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の成瀬でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員及び臨時委員総員18名中14名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

最初に、事務局を務めさせていただいている海事局に4月1日付で異動がございましたので、紹介させていただきます。

大臣官房審議官の佐々木が異動し、その後任として、大臣官房審議官の内田が着任いたしております。

【内田審議官】 内田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【成瀬専門官】 船員政策課長の高田が異動し、その後任として、高杉船員政策課長が着任いたしております。

【高杉船員政策課長】 高杉でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【成瀬専門官】 千葉雇用対策室長が異動し、その後任として、風巻雇用対策室長が着任いたしております。

【風巻雇用対策室長】 風巻でございます。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

【成瀬専門官】 風巻労働環境対策室長が雇用対策室長へ異動し、その後任として、鈴木労働環境対策室長が着任いたしております。

【鈴木労働環境対策室長】 労働環境対策室長の鈴木でございます。お世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

【成瀬専門官】 国際業務調整官の伊崎が異動し、その後任として、米川国際業務調整官が着任いたしております。

【米川国際業務調整官】 米川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【成瀬専門官】 次に、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をごらんください。

議事次第、配付資料一覧、その次からが議題の資料となります。資料の番号は縦置き資料は右上に、横置き資料は左上に記載しております。まず、資料1として、船員法施行規則の一部改正について、感染症関係が1枚になります。ポンチ絵になります。資料2として、交通政策審議会への諮問について、諮問第245号「船員派遣事業の許可について」が2枚になります。その参考資料として資料2-2が3枚、こちらは委員限りの資料となります。さらに、机上配付資料といたしまして「W I B指導員講座の現状」が両面印刷のもので1枚となります。資料は以上となりますが、行き届いておりますか。

以上で資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、議事に入りたいと思います。野川部会長、司会進行をお願いいたします。

【野川部会長】 それでは、今年度の最初の船員部会を開催したいと思います。議事に入ります。

議題1、船員法施行規則の一部を改正する省令案について、こちらは報告事項となります。事務局から説明をお願いいたします。

【植村課長補佐】 船員政策課の植村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、船員法施行規則の一部改正につきまして、ご説明させていただきます。資料は1となりますのでこちらをごらんください。

今回の船員法施行規則の改正の背景でございます。感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令、感染症予防法でございますが、こちらの一部改正が行われました。四類感染症として新たにジカウイルス感染症が追加されたことによるものでございます。船員法施行規則では船内労働を行うにあたりまして、必要な健康検査を受けまして健康証明書を取得する必要がございます。この健康検査の合格標準を施行規則の第2号表という形で規定しております。この第2号表におきまして、感染症予防法に定める感染症のうち、船員の皆さんが感染する可能性あるいは船内で蔓延する可能性があるものにつきましては、健康検査に不合格となる伝染病として定めております。今般この第2号表に四類感染症として追加されたジカウイルス感染症を対象に加えるとともに、チクングニア熱、侵襲性肺炎球菌感染症につきましても、船員の感染可能性等に鑑みあわせて追加するとともに、既に対象となっている感染症にも名称の変更がありましたので、こちらについてもあわせて改正すると、そういう船員法規則の一部改正を行いたいというものでござい

ます。

以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、特にないようでございますので、次の議題に移りたいと思います。

議題2は船員派遣事業の許可についてでございます。本件につきましては、個別事業者の許可に関する事項であり、公開することにより当事者等の利益を害するおそれがありますので、船員部会運営規則第11条ただし書きの規定により審議を非公開とさせていただきます。

マスコミ関係の方をはじめ関係者以外の方はご退席をお願いいたします。

(関係者以外退席)

【野川部会長】 本日意見を求められました諮問につきましては、「別紙に掲げる者に対する船員派遣事業について許可することが適当である。」という結論とすることとし、海事分科会長にご報告したいと思いますが、よろしいですか。

(「意義なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、予定された議事といたしましては終了いたしました。この後資料がございますが、こちらは久宗臨時委員からW I B指導員講座の現状についてご報告がありますので、お願いをいたします。

【久宗臨時委員】 公益委員の久宗です。

昨年度の補助事業として実施しましたW I B自主改善活動指導員の状況を添付資料まとめました。W I B自主改善活動指導員は第10次船員災害防止基本計画にのっとりまして、安全意識を高揚するために、乗組員の全員が参加して自主的に点検を行えるよう実施しました。資料に従いまして、内容をかいつまんで説明をさせていただきます。

平成27年の12月4日から平成28年の3月1日にかけて、全国9カ所で養成講座を行いました。全て私が講師を行いまして、合計で324名が参加して、そのうち299名

の方に無記名のアンケートに協力して頂きました。職種としましては、船員が約4割、陸上職員が約4割で、陸上職員の半分が船主またはオペレーターでした。

3.1は自主改善活動指導員養成講座の評価です。「わかりやすさ」については92%が評価して頂いて、「有効性」については88.6%が「役に立つ」と評価をし、「実用性」については85%が「実践的」という評価をいただきました。自由回答を約2割の方から回答がありまして、今後の講習会への要請が24件、また新しい講習内容の充実や優良事例やマネジメントの事例の紹介、DVDを配ってほしいというようなことが要望として上がりました。

続いて、2ページ目の自主改善活動そのものについての評価です。「わかりやすい」と86.9%が評価し、「有効性」については84.9%が「役に立った」と評価し、「実用性」については82.9%が「実践的」と評価いただきました。講習会ばかりでなくこの自主改善活動自体にも高い評価をいただきました。自由回答の記述としましては、今後実践的に取り組みたいというようなことが多く、または取り組みやすさの評価で、全体を通じてネガティブな意見は少なかったです。

さらにWIB式船内労働安全衛生マネジメントシステムについて紹介します。第10次船員災害防止基本計画では、船内労働安全衛生マネジメントシステムの推進をうたっています。その推進方法の一つとして、このWIB式安全衛生マネジメントシステムを提案しました。船主さんが基本目標を提示し、方針を出し、年間目標を出し、組織をつくり、実際PDCAを回していくという方法です。A3の1枚で全て収まるようなフォーマットを作成しました。中国運輸局管内の乗組員が20名ほどの小さな旅客船会社が、このフォーマットを使ってマネジメントシステムを実施して、改善案が20点以上出して実践的に取り組んでいます。この会社は、WIB式労働安全マネジメントシステムを構築した上で、その上に運航管理などを加えて運輸マネジメントシステムも実施しています。

今後も今年はさらに、またいろいろな会社でこの講習会に参加をしていただくとともに、運航労務監理官が私の代わりに講師をやってWIBを多角的に進めていくことも考えています。WIB式船内労働安全衛生マネジメントシステムは、船主さんからもわかりやすいと評をえて、船員さんも参加しやすく改善が出ているということなので、さらに活動を広げることによって安全で労働災害が少ない船内環境の構築ができればと考えております。今年度も1年間またこれを実践していきますので、関係各位にはぜひご協力のほどお願いいたします。

あとは労使の委員にかぎってですが、この「自主改善活動のすすめ」という本を出版いたしましたして、配布させていただきましたので、ぜひご紹介や現場で活用させていただければと思っております。

以上で報告を終わります。

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまご紹介いただきました件について何か質問等ございますか。よろしいですか。

はい、高橋委員。

【高橋臨時委員】 久宗委員には感謝を申し上げたいと思っております。私も現場で直接この説明会に立ち会ったものの1人として、非常にわかりやすく好評を得ています。これが広く普及をしていただければ非常に助かるという印象を受けました。お礼という形で述べさせていただきます。

【野川部会長】 ありがとうございます。労使の委員に本を配られたということですが、これは市販はされていますか。

【久宗臨時委員】 ありがとうございます。2日前に発行いたしましたして、市販で「自主改善活動のすすめ」ということで、すいません、皆さんにお配りできるほどの財力があればよかったのですが。ただ、いろいろな機会に紹介をして頂ければと思っております。船内自主改善活動は現場でも1時間ぐらいで講習から点検までできるなど、今のところ船員さんで嫌がった方がほとんどいらっしゃらないようです。オペレーターや船主も紙1枚だけで記入で船内労働安全衛生マネジメントシステムできるので、受け入れやすいと評を得ております。中国運輸局、九州運輸局、東北運輸局を中心に、今年度も開催の要請も来ておりますので、ぜひ積極的に関係者に勧めて頂ければと思います。よろしく願いいたします。

【野川部会長】 ありがとうございます。それでは、今後とも何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、ほかに特に何かございますか。

はい、高橋委員。

【高橋臨時委員】 2点ほどあります。まず、1点目です。乗船履歴を有する船員の6級海技士の機関の問題、非常にご尽力をいただいて何とか先の見通しが出てきたと思っておりますが、その後の進捗状況はどのようになっているのか、1点教えていただきたいと

思います。

それから、A I Sの件で、スマホでA I Sの代替ができるアプリを開発をするということで、確か予算を取っていただいたと思います。その開発がもう始まっているのかどうか、その辺の進捗状況も教えていただければと思います。

以上です。

【野川部会長】 それでは、事務局でよろしく願いいたします。

【石田企画調整官】 まず、6級海技士の機関でございます。先日パブリックコメントを行い、終了いたしました。そのパブリックコメントの結果を踏まえて、まもなく省令改正を公布したいと考えております。日付までは確定では言えないですが。

【野川部会長】 もう1点、A I Sの件。

【高杉船員政策課長】 A I Sの件でございます。今年度予算案で措置されておりますところですが、現在開発の進捗状況等につきまして担当がおりません。また改めてご報告させていただきたいと思っております。申しわけございません。

【野川部会長】 それでは、改めてお願いいたします。ほかにもございますか。よろしいですか。

ございませんでしたら、事務局より、ではお願いいたします。

【成瀬専門官】 次回の部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で、改めてご連絡をさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

【野川部会長】 それでは、以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会第76回船員部会を閉会いたします。本日はお忙しいところ、委員及び臨時委員の皆様にはご出席をいただきありがとうございました。

— 了 —